

各 位

会 社 名 エレベーターコミュニケーションズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 薄田 章博  
(コード番号：353A 札証アンビシャス)  
問合せ先 取締役副社長管理本部長 村石 誠司  
(電話番号：03-5767-8111)

## **募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ**

当社は、2025年3月24日開催の取締役会において、当社株式の札幌証券取引アンビシャス市場への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| (1) 募集株式の数               | 当社普通株式 50,000株  |
| (2) 募集株式の払込金額            | 未定(2025年4月9日(水曜日)の取締役会で決定する。)   |
| (3) 払込期日                 | 2025年4月24日(木曜日)   |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2025年4月17日(木曜日)に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法                 | 発行価格での一般募集とし、東洋証券株式会社、株式会社SBI証券、北洋証券株式会社、岡三証券株式会社、マネックス証券株式会社、松井証券株式会社、あかつき証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。           |
| (6) 発行価格                 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2025年4月17日(木曜日)に決定する。)   |
| (7) 申込期間                 | 2025年4月18日(金曜日)から   |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2025年4月23日（水曜日）まで

- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 株式受渡期日 2025年4月25日（金曜日）
- (10) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (11) 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 大森支店
- (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定し、その他必要な一切の事項については代表取締役社長に一任する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

## 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 54,300株
- (2) 売出人及び売出株式数
  - 神奈川県横浜市鶴見区  
六日市 拓也 20,000株
  - 東京都板橋区  
渡邊 和則 10,000株
  - 東京都千代田区  
大久保 圭太 4,000株
  - 青森県青森市  
村元 裕 4,000株
  - 北海道札幌市中央区  
大野 仁宏 2,000株
  - 東京都千代田区  
原 俊行 2,000株
  - 東京都新宿区  
堀内 光文 2,000株
  - 埼玉県さいたま市南区  
松波 竜太 2,000株
  - 東京都東村山市  
長谷川 将樹 2,000株
  - 青森県青森市  
蝦名 明由 2,000株
  - 青森県青森市  
村上 千恵子 1,000株

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- |  |            |         |
|--|------------|---------|
|  | 北海道札幌市南区   |         |
|  | 齊藤 三寛      | 1,000 株 |
|  | 北海道札幌市清田区  |         |
|  | 田嶋 祐介      | 1,000 株 |
|  | 神奈川県横浜市戸塚区 |         |
|  | 小野 茂人      | 700 株   |
|  | 広島県広島市中区   |         |
|  | 西村 直哉      | 400 株   |
|  | 栃木県宇都宮市    |         |
|  | 佐藤 和宏      | 200 株   |
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しとし、東洋証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記 1. の募集株式の引受価額と同一とする。
- (9) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

### 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 15,500 株（上限）  
（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2025 年 4 月 17 日（木曜日）（発行価格等決定日）に決定される。）
- (2) 売 出 人 東京都中央区八丁堀四丁目 7 番 1 号  
東洋証券株式会社
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

#### 4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の数 当社普通株式 15,500株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。）
- (3) 申込期日 2025年5月20日（火曜日）
- (4) 払込期日 2025年5月21日（水曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2025年4月17日（木曜日）に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当方法 割当価格で東洋証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割当価格 未定（上記1.における募集株式の引受価額と同一となる。）
- (8) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (9) 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 神田駅前支店
- (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定し、その他本募集株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (12) 上記3.に記載のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- (1) 募集株式の数及び売出株式数
- |          |                     |            |
|----------|---------------------|------------|
| ① 募集株式の数 | 普通株式                | 50,00株     |
| ② 売出株式数  | 普通株式 引受人の買取引受による売出し | 54,300株    |
|          | オーバーアロットメントによる売出し   | 15,500株（注） |
- (2) 需要の申告期間 2025年4月10日（木曜日）から  
2025年4月16日（水曜日）まで
- (3) 価格決定日 2025年4月17日（木曜日）  
（発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。）
- (4) 申込期間 2025年4月18日（金曜日）から  
2025年4月23日（水曜日）まで
- (5) 払込期日 2025年4月24日（木曜日）
- (6) 株式受渡期日 2025年4月25日（金曜日）

#### （注）オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、東洋証券株式会社が15,500株を上限に追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、東洋証券株式会社が当社株主であるそらしづ株式会社（以下、「貸株人」という。）から借受ける株式であります。

これに関連して、東洋証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社が新たに追加的に発行する当社普通株式の割当を受ける権利（以下、「グリーンシュエアプション」という。）を、2025年5月14日（水曜日）を行使期限として当社から付与される予定であります。また、当社は2025年3月24日（月曜日）開催の当社取締役会において、東洋証券株式会社を割当先とし、払込期日を2025年5月21日（水曜日）とする当社普通株式15,500株の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っています。東洋証券株式会社は、貸株人から借受けた株式を、グリーンシュエアプションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

東洋証券株式会社は、2025年4月25日（金曜日）（上場日）から2025年5月14日（水曜日）までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行う株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、札幌証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

う場合があります。なお、東洋証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシュエアオプションを行使しない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、東洋証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

## 2. 今回の募集株式発行による発行済株式数総数の推移

現在の発行済株式総数	949,940株	
公募による増加株式数	50,000株	
第三者割当増資による増加株式数	15,500株	(最大)
増加後の発行済株式総数	1,015,440株	(最大)

## 3. 増資資金の使途

上記の手取概算額 68,600 千円及び「1 新規発行株式」の(注) 4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限 22,816 千円を合わせた手取概算額上限 91,416 千円については、運転資金に充当する予定です。

### ・運転資金

運転資金として、人件費及び採用費に投資する予定であります。当社は昇降機メンテナンス事業の単一セグメントではありますが、事業を拡大していくためには、技術メンテナンス員として、高い技術力を持った専門の人材を確保していくことが重要になるものと考えております。そのために、技術メンテナンス員等の人件費、及び、その採用費として、継続的かつ積極的に投資していく方針で、91,416 千円(2026年5月期:31,416 千円、2027年5月期:30,000 千円、2028年5月期:30,000 千円)の充当を予定しております。

なお、残額が生じた場合は、将来における事業拡大に寄与する成長資金として充当する方針であります。当該内容について具体的に決定している事項はなく、具体的な資金需要が発生し、支払い時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

※手取概算額は、有価証券届出書提出時における想定発行価格 1,600 円を基礎として算出した見込額であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

#### 4. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人であるそらしづ株式会社、売出人かつ当社株主（新株予約権の保有者を含む。）である、六日市拓也、大久保圭太、渡邊和則、村元裕、長谷川将樹、松波竜太、大野仁宏、村上千恵子、斉藤三寛及び当社株主（新株予約券の保有者を含む。）であるこたろう株式会社、株式会社グッドコムアセット、有限会社恒志堂、株式会社TMIトラスト、株式会社アカウンティング・アシスト、株式会社ナインホールディングス、有限会社ホテルテトラ、株式会社古名屋、株式会社高木電機工業、株式会社CURBS、エレベーターコミュニケーションズ従業員持株会、薄田章博、村石誠司、上田健一、末岡由紀、豊田稔、岡部眞、砂金富保、小泉始、他41名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2025年10月21日（火曜日）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。）売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集及び株式分割等は除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

#### 5. 配分の基本方針

販売に当たりましては、札幌証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流動性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。